



# オンライン診療の診療報酬における取扱いについて

令和元年5月27日（月）

厚生労働省

# オンライン診療（遠隔診療）の経緯

- オンライン診療（遠隔診療）は、対面診療の補完として、離島やへき地の患者など限定的に行われることが想定されていたため、日常的に行うものについては、これまで、明確な基準やルール、特化した診療報酬がなかった。
- 近年の情報通信技術の著しい進歩等により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに伴い、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を発出、平成30年度診療報酬改定において「オンライン診療料」等を創設。

近年、情報通信技術の著しい進歩  
ICTを活用した診療の実施例の増加

**平成30年3月**

**「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を発出**

**平成30年度診療報酬改定**

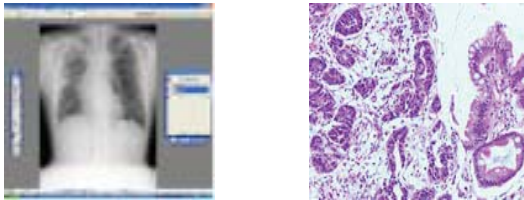
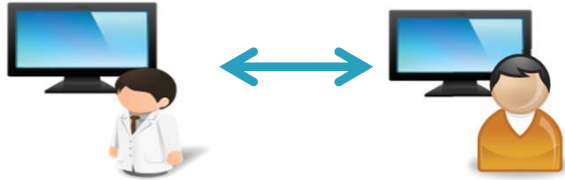
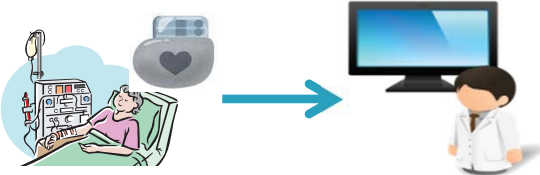
**「オンライン診療料」等を創設**

平成27年8月（事務連絡）  
「離島、へき地」については  
あくまで例示

平成9年12月（医政局長通知）  
「離島、へき地の場合」などの  
遠隔診療を認める



# 診療報酬における遠隔診療(情報通信機器を用いた診療)への対応

	診療形態	診療報酬での対応
<p>医師対医師 (D to D)</p>	<p>情報通信機器を用いて画像等の送受信を行い特定領域の専門的な知識を持っている医師と連携して診療を行うもの</p> 	<p>[遠隔画像診断]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>画像を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、その読影・診断結果を受信した場合</li> </ul> <p>[遠隔病理診断]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>術中迅速病理検査において、標本画像等を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、診断結果を受信した場合(その後、顕微鏡による観察を行う。)</li> <li><b>・(新)生検検体等については、連携先の病理医が標本画像の観察のみによって病理診断を行った場合も病理診断料等を算定可能</b></li> </ul>
<p>医師対患者 (D to P)</p>	<p>情報通信機器を用いた診察</p> <p>医師が情報通信機器を用いて患者と離れた場所から診療を行うもの</p> 	<p>[オンライン診療]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>・(新)オンライン診療料</b></li> <li><b>・(新)オンライン医学管理料</b></li> <li><b>・(新)オンライン在宅管理料・精神科オンライン在宅管理料</b></li> </ul> <p>対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、情報通信機器を用いた診察や、外来・在宅での医学管理を行った場合</p> <p>※電話等による再診 (新)患者等から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合に算定が可能であるとの取扱いがより明確になるよう要件の見直し (定期的な医学管理を前提とした遠隔での診察は、オンライン診療料に整理。)</p>
	<p>情報通信機器を用いた遠隔モニタリング</p> <p>情報通信機能を備えた機器を用いて患者情報の遠隔モニタリングを行うもの</p> 	<p>[遠隔モニタリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>・心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算)</b></li> </ul> <p>体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>・(新)在宅患者酸素療法指導料(遠隔モニタリング加算)</b></li> <li><b>・(新)在宅患者持続陽圧呼吸療法(遠隔モニタリング加算)</b></li> </ul> <p>在宅酸素療法、在宅CPAP療法を行っている患者に対して、情報通信機器を備えた機器を活用したモニタリングを行い、療養上必要な指導管理を行った場合</p>

## オンライン診療料の新設

- 情報通信機器を活用した診療について、対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン診療料を新設する。



### (新) オンライン診療料

70点(1月につき)

#### [算定要件]

- オンライン診療料が算定可能な患者に対して、リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な情報通信機器を用いてオンラインによる診察を行った場合に算定。ただし、連続する3月は算定できない。
- 対象となる管理料等を初めて算定してから6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限り算定する。ただし当該管理料等を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていただければよい。
- 患者の同意を得た上で、対面による診察(対面診療の間隔は3月以内)とオンラインによる診察を組み合わせた療養計画を作成し、当該計画に基づき診察を行う。
- オンライン診察は、当該保険医療機関内において行う。また、オンライン診察を行う際には、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う。
- オンライン診療料を算定した同一月に、第2章第1部の各区分に規定する医学管理等は算定できない。また、当該診察を行う際には、予約に基づく診察による特別の料金の徴収はできない。

#### [施設基準]

- 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有すること。
- オンライン診療料の算定患者について、緊急時に概ね30分以内に当該保険医療機関が対面による診察が可能な体制を有していること。
- 一月あたりの再診料等(電話等による再診は除く)及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が1割以下であること。

#### [オンライン診療料が算定可能な患者]

以下に掲げる管理料等を算定している初診以外の患者で、かつ当該管理料等を初めて算定した月から6月以上を経過した患者。

特定疾患療養管理料	地域包括診療料
小児科療養指導料	認知症地域包括診療料
てんかん指導料	生活習慣病管理料
難病外来指導管理料	在宅時医学総合管理料
糖尿病透析予防指導管理料	精神科在宅患者支援管理料

# 「オンライン診療料」の主要要件の考え方

- オンライン診療については、対面診療と適切に組み合わせて実施することにより、安全・有効に医療を提供できるものを評価する観点から、対象疾患や実施方法等について、一定の要件を定めている。

## 対象疾患

- ① **高血圧・糖尿病等の生活習慣病や、難病、てんかん、小児特定疾患等**

⇒ 長期間の医学管理が必要であるが、病態が安定しており、毎月の対面診療までは必要なく、オンライン診療を活用することが治療の継続等に有効なものとして設定。

## 実施方法

- ② **初診から6月間は、同一の医師による対面診療を実施  
オンライン診療は2か月連続までとし、3か月ごとに対面診療を実施**

⇒ 対面診療で事前に患者の状態を十分に把握し、オンラインへの移行を準備した上で、対面診療と適切に組み合わせて行うこと。

## 実施範囲

- ③ **（緊急時に）概ね30分以内に対面診療が可能な体制を有していること**

⇒ 対面診療と適切に組み合わせて、日常的な診療として行い得る範囲として設定。ただし難病・てんかん・小児特定疾患の患者や、離島・へき地の場合は、専門医との関係や医療提供体制を踏まえ、この要件は求めている。

# オンライン診療の適切な推進に向けて

- オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータや事例の収集、実態の把握を進める。
- オンライン診療の普及状況、技術の発展やデータ等の収集結果に基づき、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」について、定期的に内容を見直す。
- 診療報酬においては、「オンライン診療料」等の普及状況を調査・検証し、その結果等を踏まえて、次期以降の診療報酬改定に向けて必要な検討を行う。

## データ・事例収集の取組

- 平成30年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査を実施（平成30年度、令和元年度）
- 各診療領域におけるICT利活用について学会にアンケート調査を実施（平成31年1月）
- 総務省調査研究事業「オンライン診療の普及促進に向けたモデル構築にかかる調査研究」に参画（平成30年度） 等

## 今後のスケジュール



## (参考) 未来投資戦略2018におけるオンライン診療にかかる記載

【未来投資戦略2018】（平成30年6月15日閣議決定）

（第2 具体的施策）

④ オンラインでの医療・多職種連携等の推進（抜粋）

- ・ オンライン診療は、本年度診療報酬改定での評価新設及び新たなガイドラインを踏まえ、安全で適切な普及に向け、セキュリティ等の観点からの実証を実施し、技術的成果についてガイドライン・診療報酬改定への反映を検討する。
- ・ オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、現在診療報酬対象外のものも含め、オンライン診療の有効性・安全性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進めることによりエビデンスを継続的に蓄積し、次期以降の診療報酬改定で、それらを踏まえた評価を進める。